

時事新報は一年三百六十五日も休刊無し

時事新報

第二千七百四十四號
 明治三十三年八月十二日 火曜日
 舊曆庚寅六月廿七日 (乙丑)
 出刊時間 午前四時三十分
 入館時間 午前六時三十分
 出刊時間 午前四時三十分
 入館時間 午前六時三十分
 印刷時間 午前二時三十分
 午後三時三十分
 (西曆一千八百九十年)

虎列刺豫防の義捐金募集

去る六月末虎列刺病毒長崎市街に發して忽ち全縣下に蔓延し遂に九州の各縣に廣がり今は中國筋の一二縣に及び此程に至るとは東京市街に侵入せんとするの勢あり既に該病に罹りて倒れたる者さへあり若し長崎市街の例を東京市下に再演する事もあらば其慘狀測られざるものあらん素より病毒の豫防に就ては當局者に於て夫れく方法を設け用意既に整ひたりと雖も其病毒蔓延の勢ある今日に當り市民は當局者の爲す所に一任して心を安んず可きに非ず況んや病毒一たび貧民の間に蔓延せば治療の資に窮して其慘狀見るに忍びざるべし隨て病毒傳染の勢を助け府民の禍一方ならざれば本社は此際廣く世間の慈善家諸君に義金を募り大日本私立衛生會に托して府下貧困者治療豫防の資に供せんとす世の慈善者諸君左の諸項に従ひ多少に拘はらず義金を授けられんとを乞ふ 時事新報社

一 義捐金は一口十圓以上とす
 一 義捐金は東京市橋區南町二丁目十二番地時事新報社に送付せらるべし
 一 時事新報社に於て義捐金を受取りたる時は日々正午時までに達したる分を取極め義捐者の姓名並に義捐金額を翌日の新報に掲載し之を以て金員受取の證とす
 一 時事新報社に集りたる義捐金は相應の高に達し次第隨時大日本私立衛生會に送付し同會に托して府下貧民のコレラ豫防治療の資に供し義金消費の方法は後日新報紙上に公告すべし

時事新報

商業會議所論 三

商業會議所は多用なる可し
 今度商業會議所條例の發布に際して我日本商人が商業社會公共の爲め區々たる私情を忘れて十分其事務に盡力せんとすれば條例にて附與されたる権限の外に大に其力を用ひて此社會の發達を謀る可きもの少なからず蓋し我國從來の慣習に士農工商と稱して商事を社會の下級に置き之を下流人の手に任せざるが故に此社會を見渡して名譽權力の乏しきは勿論、學識智見も自から淺薄なりと雖も商業立國の必要なる今日、我多數の商人をして長く今日の地位に在しむ可らず即ち此社會の長老若くは常に之を開導して智見發達の端を興ると肝要にして追て商業會議所設立の上は會議所に準會員を以て會員選舉權を有する者をば何百何千人にても自由に此準會員たらしめ彼の商業會議所と多數準會員との間柄を一層親密の者と爲すか或は會議所に附屬する一種の商人俱樂部を設けて商業會議所の會長に俱樂部會長を兼務せしめ會議所議事の筆記を勿論、時々商政上の意見を盡めて之を其會員に配附し商業會議所に後援を備へて其重きを致すと同時に一般の商人を導きて其公共心を養はしむると實に今日の急務なる可し又此商業會議所は商業社會人材の府と爲り時々商業上の意見を定めて内國官民の參考に供するは勿論、之を外國諸國に翻譯して海外諸國人に示す等の手續を立てざる可らず從來海外諸國人は日本商政上の状態を知るに適當の

道を得ざる爲り居留外國人の組織に係る商業會議所の報告を寄せ若くは其意見を聞きて之れに信據するの例あるが故に我國商政の事情に關して諸外國人の眼に映じたるものは渾べて居留外國人に都合よきやらの者のみにして一回營利的人の心眼を覗れば光線種々に屈曲して先方に映する所の者は決して實の寫眞に非ず即ち海外の見物人を誤りて彼等の心中常に我國に不利なる判斷を生せしむるが如き毎度有り勝ちの事にして我條約改正等に就ても之れが爲め多少の障害を與へたるや疑を容れず左れば我重立ちたる商業會議所にては諸外國商業會議所等に向て今後通信交際の好を通じ年々その報告意見等を纏め夫れく之を翻譯して彼等の參照閱覽に供し彼等をして單に居留外國人等の報告のみに由らず純然たる日本商業會議所の細報に接して我商政上の眞相を窺はしむると肝要なる可し兎に角に商業會議所は時勢の然らしむる所今の商業社會に對して重大の責任あるが故に漫に西洋の例に倣ふを要せず我輩の所見を以てすれば彼の身代取調事務を商業會議所の一局部に屬して其事務の端緒を開くが如きも亦是れ當務の急あらんと信ず凡そ西洋諸國にては商人の信用堅固にして金銀の貸借に間違ひなく手形の約束に不都合なく商品の授受に不正なくして幾千萬の取引も多きは滑に行はれるれども人の不正不都合を絶つには漫に其德義心のみを依頼す可らず一方には德義心に訴ふるると同時に一方には形ある任組を以て其不正不都合を制する可きものあり我日本國にても追々商業の發達と共に商業社會に此任組を得て誠信を未萌の中に防ぎ人々欺く可らざるを知りて自から欺かざるに至らんと最も肝要の事なれども初めより一個人に任じては事業に重きを置かざるが故に當分商業會議所にて其事業を管理して漸く端緒を開かしむるは事宜に適したるものなる可し此他商業上の統計を集め法の下期を爲し若くは我商業の舊慣歴史、立法上の參考資料たる者を手廣く會議所に網羅して商事に就ては官民何れに對しても俗に所謂物知りとして一々その疑を解き其間に答ふるの用意を爲す等、凡そ此邊の事業に涉れば各自營業ある會員等が身を以て之に當るべき能はざるは固より言を待たざるが故に會議所は其經費の許す限り幹事の才ある人々を雇ふて事務官となし此事務官諸氏をして彼の商業會議所と名くる有用なる機關の運轉上に十分の力を盡くさしむるも亦是れ必要の事なる可し凡そ此類の枝葉論に涉れば所見も固より多端なるが故に今暫く之を擱き愛に一事の重大なるものは全國商業會議所が常に其氣脈を通じて個々相立せざるも即ち是れなり今西洋商業國の會議所を見るに平常互に氣脈を通じて其運轉を同するは勿論、年々國の首府に於て全國商業會議所の聯合會を開き商政上の問題に就き毎會議決する所ありて其議決を施行するに政府の准許を得べき者は國會議院に提出して評定を促かす等關係

重要なる者にして之に一種の名を附すれば商業上の國會と云ふも可らん斯期あればよも全國の商人互に方向を一にして其社會の獨立を保ち政治社會と相對して毫も相下らざるなれ意ふに我商工會若くは商法會議所が從來官民雙方に對して其權力を伸ぶるも能はざりしは原因固より種々ならんと雖も全國の會議所、氣脈を通じて事を共にするの趣向ありしが故にして一方の政治社會には時に國會を開設せんとする今日、商人社會も舊て商業上の形勢を一變せんと欲せば今度商業會議所條例の發布を機として商界の長計を盡き惠を後人に遺すの覺悟ある可らず若し夫れ會議所條例中、一條くを吟味すれば多少の目障りなきに非ず例へば會費を納めざる者二百圓以下の過料に處し故なく職を辭する者に過意金を課するが如き其是非を論じたらば様々の理由も附く可しと雖も要するに條例は死文にして之を活用する其人を得れば如何様にも之を變形して其動を運ぶる可きを得べし我輩は我商人諸氏が此條例を善用し又或は修正して商業社會獨立の根柢を固くせんことを念々熟望して已まざるものなり (未完)

ふれと木の間に日本にては目に護國寺の獨逸僧に觸れて想像を習にして何時し事などをも思ひりて見んと己がて主婦を相手にが横手に曲りて時々に及べるなりへる通りに在りては何事何房も英國にては何門と記したる門と立木五六本生グチャグチャと上をトーンと上置き之れにて扉し中以上の家に引金を据え置るの方を引きてカ左に開きたるは三階は家内子女物置等のある所幾個もなく列べ正面のストロア下宿したる日本は奇麗なる寫眞對して並べたる花を栽え附けて中には小形の玉花を栽え附けて打ち與じて雨の音が主婦は晩餐なく客室を出てと例の花室に歩りとして立ちたり居たりたり自問一體舟治業に來て四箇電報で下宿屋に彼のシビル育もなく餘りい夫れに此家の迷ひを見て未だ宜いが妙から飛だ開達見に戯言を吐唯笑つて通る女子が眞實のれを知らずには連れて歸るも

官報

勅令第六十三號
 陸軍部條例第六條改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治三十三年八月九日
 陸軍大臣 伯耆大山 殿
 勅令第六十四號
 陸軍部條例第六條改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治三十三年八月九日
 陸軍大臣 伯耆大山 殿
 勅令第六十五號
 陸軍部條例第六條改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治三十三年八月九日
 陸軍大臣 伯耆大山 殿
 勅令第六十六號
 陸軍部條例第六條改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治三十三年八月九日
 陸軍大臣 伯耆大山 殿
 勅令第六十七號
 陸軍部條例第六條改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治三十三年八月九日
 陸軍大臣 伯耆大山 殿
 勅令第六十八號
 陸軍部條例第六條改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治三十三年八月九日
 陸軍大臣 伯耆大山 殿
 勅令第六十九號
 陸軍部條例第六條改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治三十三年八月九日
 陸軍大臣 伯耆大山 殿
 勅令第七十號
 陸軍部條例第六條改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治三十三年八月九日
 陸軍大臣 伯耆大山 殿

月曜漫筆

英國家風記 (續)
 是より先き准事居士は太西洋の汽船中にて歸らず年老ひたる異人に逢ひ重ねて其説を叩かんともの始終待ち構へ居たれども異人は寢室を出て來らず然るに船は其夜の内にクウキンス、オンの沖に着き翌日午後三時頃リヴァプールに入港したりければ荷物を片附ける、上陸を急ぐ、上を下への混雑に異人の事も打ち忘れ其姓名さへ問はざりしがリヴァプールに一泊して翌六日に倫敦に入り友人の訪問、市街の見物、或は諸商館に至りて調査の手順を立つる等、多事に紛れて夢の如く既に二週間餘を過ぎ去りたり折しも今日は朝方より打ち濕りたる天氣にて窓に傳はる鳥の葉は緑ますく色添